

8 機構が行う法第十四条の五第一項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）において準用する法第十四条の二第二項の確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 医薬品についての確認 イ又はロに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品 八十万六千六百円
- ロ 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品 二十七万五千五百円
- 二 医療機器についての確認 イ又はロに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 第九条第一項第二号イに掲げる医療機器 五十万二千六百円
- ロ 第九条第一項第二号ロに掲げる医療機器 五万六千六百円

9 機構が行う法第十四条の五第二項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）において準用する法第十四条の二第一項の確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 書面による調査 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品 二百六十七万三千七百円
- ロ 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品 八十九万二千二百円
- ハ 医療機器 六十二万四千六百円
- 二 実地の調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 医薬品又は医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 (1)又は(2)に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

- (1) 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 二百六万二千四百円
 - (2) 当該試験を実施した施設が海外にある場合の調査 二百二十八万二千六百円
- 機構職員の旅費相当額を加算した額

ロ イに掲げる調査以外の調査 (1)から(6)までに掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額

- (1) 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。） 二百九十九万三千三百円
- (2) 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。） 二百四十九万九千六百円
- (3) 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。） 七十五万二千六百円
- (4) 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。） 七十七万二千三百円
- (5) 第九条第一項第二号イに掲げる医療機器についての調査（当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。） 六十一万七千七百円
- (6) 第九条第一項第二号ロに掲げる医療機器についての調査（当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。） 九十四万九千円

機構職員の旅費相当額を加算した額

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十七年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第五百三十五号）附則第九条の規定により、この政令の施行の日前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律第二条の規定に

よる改正後の薬事法（以下「新法」という。）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の許可又は新法第十四条第六項若しくは第八十条第一項の調査を申請する者が国内に納めなければならない手数料の額は、それぞれ、改正後の第一条、第三条、第八条又は第十三条に規定する額とする。

第三条 この政令の施行の際現に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第十四条第七項（旧法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認又は旧法第十四条の四の二第一項（旧法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する旧法第十四条の二第一項の規定による確認の申請をしていない者が旧法第十四条第三項（同条第七項並びに旧法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により添付する当該申請に係る医薬品（旧法第十四条第三項後段に規定するものを除く。）の医薬品外品、化粧品若しくは医療用具の安全性に関する試験その他の試験の成績に関する資料又は旧法第十四条の四第四項（旧法第十九条の四

及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により添付する当該申請に係る資料（旧法第十四条の四第四項後段に規定する医薬品に係るものを除く。）について、この政令の施行後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、旧法第十四条の二第一項（旧法第十九条の二第四項及び第五項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により行う審査又は旧法第十四条の四の二第一項（旧法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する旧法第十四条の二第一項の規定により行う確認のため、その職員を、当該試験を実施した施設又は当該資料に関する調査を実施する場合においては、改正前の第九条第二項又は第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第九条第二項第二号及び第六項第二号中「七万五千六百円」とあるのは、「七万三千二百円」とする。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宣伸
内閣総理大臣 小泉純一郎

国民年金法による改定率の改定等に関する政令をここに公布する。

御名 御 璽
平成十七年三月三十日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第九十二号
国民年金法による改定率の改定等に関する政令
内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第二十七条の二第四項及び第二十七条の三第三項、厚生年金保険法（昭和二十九法律第四百十五号）第四十三條の二第五項及び第四十三條の三第四項（同法附則第十七條の二第六項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六條第一項及び第十七條第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一條第十三項及び附則別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成十七年度における国民年金法第二十七條に規定する改定率の改定）
第一条 平成十七年度における国民年金法第二十七條に規定する改定率は、一とする。

（平成十七年度における厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する再評価率に関する統替え等）
第二条 平成十七年度における厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

第九十三条中、及び支出官事務規程第十條第一項及び財政

融資金預託金取扱規則第一條の二第七号に改める。

第九十三条中、及び第十四条の三から第十四条の五まで及び第十四条の二第七号に改め、「納付」の下に「又は払込み」を加える。

第八号書式を次のように改める。

第二十一号書式及び第二十二号書式を次のように改める。

第二十二号書式及び第二十三号書式を次のように改める。

第六條 日本銀行の借入金等の受入に関する特別取扱手続(昭和二十四年大蔵省令第百号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第三号中「払込」を「払込み」に改め、同項に次の一号を加える。

四 財政融資金(財政融資金預託金取扱規則(昭和二十六年大蔵省令第二十九号)以下「預託金規則」という。)

第三條の二の次に次の一條を加える。

第三條の三 日本銀行借入金代理店は、預託金規則第八條の二第三項の規定により財政融資金預託金の担当者から現金の払込みを受けたときは、これを領収して、領収済通知情報については財務省理財局長に、

日本銀行借入金代理店は、管理運用規則第四十一條の二第三項の規定により法人等又は地方公共団体から現金の払込みを受けたときは、これを領収して、領収済通知情報については財務省理財局長に、

第五條中、第九項まで「の下に」並びに第三條の三を「納付」の下に「又は払込み」を加える。

第七條 歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の見出し中「口座振替」を「口座振替等」に改め、同条中「第三條第三項各号」の下に「又は第二十一條の六第一項第七号」を加え、

第八條 歳入歳出外の国庫内移換に関する規則(昭和三十年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二條中「支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)別紙第十六号書式」を「財政融資金出納及び計算整理規則(昭和四十九年大蔵省令第二十二号)別紙第二号書式」に、「第十條第一項」を「第二條第四号」に改める。

附則 (施行期日) この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

第一條 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、財務大臣(財務省理財局長又は財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む)若しくは財務事務所長(小樽出張所長及び北見出張所長を含む)を含む。)

附則第三條において同じ。に對してすべき申請、届出その他の行為に係る規定については、公布の日から施行する。

(地方資金に係る経過措置) 第二條 地方資金については、平成十七年五月三十一日までに取り扱ったものは、なお従前の例によることができる。

(申請等に係る経過措置) 第三條 この省令の施行前に法令の規定により財務大臣がした通知その他の行為は、この省令の施行後は、この省令の施行後の法令の規定に基づいて財務大臣がした通知その他の行為とみなす。

この省令の施行前に法令の規定により財務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、この省令の施行後は、この省令の施行後の法令の相当規定に基づいて財務大臣に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(計算表等に係る経過措置) 第四條 平成十七年三月分に係る財政融資金預託金月計突合表及び財政融資金預託金受払計算表の作成及び調査については、なお従前の例による。

2 平成十七年五月三十一日までの取扱いに係る財政融資金受払集計表の作成については、なお従前の例による。

(様式の特例) 第五條 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替へ使用することができる。

〇厚生労働省令第五十二号 薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)を廃止するため、及び薬事法関係手数料令(平成十六年政令第九十一号)第七條第一項並びに第四項の規定に基づき、薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十日 厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令 第一條 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(薬事法施行規則の一部改正) 第二條 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改める。

第二百五十三條第一項第一号二中「薬事法関係手数料令(平成十二年政令第六十七号)第三條第一項イ(1)」を「薬事法関係手数料令(平成十六年政令第九十一号)第七條第一項イ(1)」と改める。

〇農林水産省令第四十号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第五條第四項(同令第六條第三項、第七條第三項、第八條第三項、第九條第三項、第十條第四項及び第十三條第三項)において準用する場合を含む。の規定に基づき、及び同令を実施するため、動物用医薬品等手数料規則(平成十二年農林水産省令第五十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十日 農林水産大臣 島村 宣伸

〇農林水産省令第四十号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第五條第四項(同令第六條第三項、第七條第三項、第八條第三項、第九條第三項、第十條第四項及び第十三條第三項)において準用する場合を含む。の規定に基づき、及び同令を実施するため、動物用医薬品等手数料規則(平成十二年農林水産省令第五十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十日 農林水産大臣 島村 宣伸

〇農林水産省令第四十号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第五條第四項(同令第六條第三項、第七條第三項、第八條第三項、第九條第三項、第十條第四項及び第十三條第三項)において準用する場合を含む。の規定に基づき、及び同令を実施するため、動物用医薬品等手数料規則(平成十二年農林水産省令第五十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十日 農林水産大臣 島村 宣伸

〇農林水産省令第四十号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第五條第四項(同令第六條第三項、第七條第三項、第八條第三項、第九條第三項、第十條第四項及び第十三條第三項)において準用する場合を含む。の規定に基づき、及び同令を実施するため、動物用医薬品等手数料規則(平成十二年農林水産省令第五十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十日 農林水産大臣 島村 宣伸

〇農林水産省令第四十号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第五條第四項(同令第六條第三項、第七條第三項、第八條第三項、第九條第三項、第十條第四項及び第十三條第三項)において準用する場合を含む。の規定に基づき、及び同令を実施するため、動物用医薬品等手数料規則(平成十二年農林水産省令第五十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十日 農林水産大臣 島村 宣伸

〇農林水産省令第四十号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第五條第四項(同令第六條第三項、第七條第三項、第八條第三項、第九條第三項、第十條第四項及び第十三條第三項)において準用する場合を含む。の規定に基づき、及び同令を実施するため、動物用医薬品等手数料規則(平成十二年農林水産省令第五十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。